

四日市市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第44号

四日市市立幼稚園条例の一部を改正する条例

四日市市立幼稚園条例（昭和28年四日市市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	
(名称及び位置)	
第2条 幼稚園の名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置
(略)	
四日市市立幼稚園型認定こども園内部 幼稚園	(略)
四日市市立幼稚園型認定こども園羽津 幼稚園	(略)
(略)	
(保育料)	
第3条 (略)	
(経費)	
第4条 (略)	
(委任)	
第5条 (略)	

改正前
(名称及び位置)

第2条 幼稚園の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
四日市市立幼稚園型認定こども園内部 幼稚園	(略)
<u>四日市市立三重幼稚園</u>	<u>四日市市東坂部町110番地1</u>
四日市市立幼稚園型認定こども園羽津 幼稚園	(略)
(略)	

(職員)

第3条 幼稚園に次の職員を置く。

園長1名、教諭若干名、その他の職員若干名

(保育料)

第4条 (略)

(経費)

第5条 (略)

(委任)

第6条 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)